

## 令和 8 年度浜松市若年層向け動画発信業務 業者選定（プロポーザル評価）基準

### 1 審査基準

別紙「評価審査票」により、以下の各評価項目について点数化する。

### 2 選定

評価基準審査ポイントを基に、以下のとおり評価点をつけたうえで順位点をつける。各委員の順位点の合計点数が上位の 3 者を第 2 次審査（ヒアリング審査）対象者とし、第 1 次審査の結果を問わず、第 2 次審査における各委員の順位点の合計点数が一番高い提案者を受託候補者として選定する。なお、第 1 次審査（書類審査）、第 2 次審査（ヒアリング審査）ともに、当評価基準で審査を行う。

#### ① 評価点

審査項目ごとに 1～5 点（5：非常によい、4：よい、3：普通、2：あまりよくない、1：悪い）の点数をつけ、項目ごとの係数を乗じて算出し、その合計をもって評価点とする。

#### ② 順位点

評価点の高い順に、順位点（1 位：5 点、2 位：4 点、3 位：3 点、4 位：2 点、5 位：1 点、6 位以下：0 点）の点数をつける。

評価点が高点の場合は、該当する順位の順位点を合計し、該当者で案分して配点する。

なお、順位点の総合計が高点の場合は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定する。